

平成 20 年 11 月 17 日

「業務報酬基準改定案について（パブリックコメント）」

社団法人 日本建築士会連合会

1．標準業務に含まれない追加的な業務の詳細な例示を希望する

しばしば標準業務に含まれているとして、追加して無報酬で行なうことが求められるおそれがあるものの例示をされたい。それが標準業務に含まれないもの、標準業務について追加的に行なわれるもの、のいかんを問わず例示されたい。

それらの追加業務を標準業務に含んでいるとして、実質的な報酬の抑制がおこなわれ、健全な業務環境を損なう傾向があることを再認識されたい。

それは今回の改定の趣旨に沿うものであり、小委員会の結論にあるように、告示で明示する必要がある。

2．段階別に設計、工事監理契約を行なう工事では、工事段階で行なうことに合理性がある実施設計業務はその段階のものを再度算定し契約する必要があることを明記されたい。

設計と工事監理が同一のものによって行われる場合は報酬にかかわる契約はひとつで問題がないが、工事段階で、設計業務契約は終わるとして工事監理を第三者が行なう場合には、工事段階で行なうことに合理性がある実施設計業務を別に認め、報酬も別に支払うことが求められる。

3．標準業務人・時間数における構造、設備の業務にかかわる時間には建築総合の担当者が行う業務が含まれていることを注記されたい。

実際の設計業務では構造設計、設備設計の業務のうち、初期条件設定、中間段階の調整、成果の取りまとめ、等の業務が建築総合の業務として行われている実態を踏まえた、構造、設備の標準人・時間であることに基づくものである。

4．工事監理の標準人・時間数に含まれる業の水準あるいは程度を工事監理ガイドライン等で実質的に想定できるようにしていただきたい。

工事監理業務では報酬にみあう業務内容にかかわらず、無限責任を追及されかねない状況になりつつある。業務の進め方によっては大幅な業務量の違いが想定されるので、「表2．工事監理に関する業務およびその他の業務」の工事工程に沿った標準的な業務量が推定可能な仕事の進め方の例示が不可欠である。また、責任追及の合理的な根拠となるものの例示は社会的にも必要と考える。